

第9回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和元年 9月 5日 (水) 午後3時

・場 所 沼田市役所 4階庁議室

・出席委員

1番 白石 淳一	2番 金井 邦雄 (会長職務代理者)
3番 角田 郁夫	
5番 遠藤 由理子	
7番 堀江 正司	8番 本多 弘
9番 中村 光孝	10番 鶴淵 君江
11番 宇敷 和也 (会長)	12番 清水 文明
	14番 見城 覚
15番 小林 由喜子	

・欠席

6番 松井 則雄
13番 井上 正文

・遅刻

4番 原田 良美

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	山田 重之
事務局次長兼農地係長	小野 利明
副主幹	木我 健
副主幹	佐藤 エリカ

・会議の概要

- 事務局長
1. 開会前 午後 1 時 3 0 分
- 開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
- 本日の会議に、6 番松井則雄委員さん、1 3 番井上正文委員さんから欠席の届け出が、4 番原田良美委員さんから遅刻の届け出がございました。
- 在任委員 1 5 名中、現在の出席委員は 1 2 名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。
- それでは、宇敷会長よりごあいさつをいただき、以降の進行をお願いいたします。
- 議長
(宇敷会長)
2. 開会及び会長あいさつ 午後 1 時 3 1 分
- 議長
3. 議事録署名委員の指名について 午後 1 時 3 2 分
- 最初に議事録署名人の指名を行います。
- 沼田市農業委員会会議規則により、議長において、1 番白石淳一委員、3 番角田郁夫委員の両名を指名いたしますのでよろしく願いいたします。
- 議長
4. 諸般の報告 午後 1 時 3 3 分
- 議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
- 事務局より順次、報告をお願いします。
- 下記について報告
- (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
 - (2) 農地の合意解約について
 - (3) 農地法関係許可取消願について
 - (4) 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する協議結果について
- これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。

5. 付議事件

午後 1 時 3 6 分

議長

議案第 3 9 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 8 件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、関連がありますので 1 番と 2 番の案件について

3 番

はい。

議長

3 番。

3 番

1 番の譲受人は、農業兼会社員で家族の経営状況は家族 1 人となっていて、農作業従事日数が 2 0 0 日となっていますが、こういった方が 2 0 0 日の農作業が出来るものでしょうか。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

申請書記載のとおりです。日数のカウントの仕方だと思いますが、朝晩の作業でも 1 日としていると思います。

3 番

そうだとした場合に、仕事が終わった平日とかにもそういった作業をしているということですか。

事務局員

申請書で判断をしているものになります。

- 3 番 そうだとすると、申請書を受理するというのはその書類が本当に正しいものなのかを確認しなければいけないのではないか。
- 事務局員 譲受人の耕作している農地は全て耕作されていて、荒れていません。
- 3 番 そういうことを言っているんじゃない。出来るのかどうか。
- 7 番 これは、本人の申請だからこちら側が何を言っても仕方ないと思う。本人が朝早く田んぼの水を見に行ったとして、それも1日だし、本人が1日と数えるものなのかと思います。
- 3 番 それをカウントして良いのか。
- 7 番 それは本人が1日としてカウントしたらという場合です。
- 3 番 それをカウントしたとして、こういった状況の人が200日の作業に従事出来るのかということです。
- 7 番 田んぼだと、毎日朝晩の水を見に行ったりすれば、6月7月8月9月で120日もあるから、そのほかにも稲刈りとか、そのほかトマト、なすとか野菜でも作ってればこのくらいの日数は行くのかと思う。
- 3 番 そういう意味で言えばおおよそ200日ぐらいは可能性としてはあり得るということですか。
- 7 番 サラリーマンの人が平日仕事をしているんだから、こんな日数農作業が出来るのかと思うが、土日であったり平日の朝晩の作業をカウントすれば200日というのはあり得ると思う。
- 3 番 そういう認識であれば大丈夫です。
もう一点、沼田平土地改良区の受益地と記載があるがこれはどう

いう意味で意見書の添付が必要なのですか。

事務局員 土地改良を行った区域であるため意見書が必要となります。

3 番 農地以外にする場合には必要だとの認識があるんですが、ある一定期間が過ぎたものであれば自由に売買出来るものだと思ったんですが。

事務局員 おそらくなんですが、土地改良区域内に農地を所有していると負担金が発生すると思います。農地を持っているとその負担金を支払っていると思われます。所有者が変わるとその負担金も別の方に変更になるためではないかと思います。

3 番 それがこれに関係があるのか。

事務局員 交換であっても面積が違えば負担金の額も違ってくるものと思います。誰がどこの農地を何㎡所有したかが分からないと負担金の請求のしようがないためと思います。

3 番 この案件で必要になる訳ですか。

事務局員 土地改良区から必要といわれているものになります。

3 番 土地改良区の方から意見書が必要だということなんですか。

事務局員 この議案書は沼田平土地改良区の事務所にも送付していて、この案件は意見書を取りに来てくださいと連絡があります。3条だとしても必要になるものと判断しています。

3 番 分かりました。

議長 ほかに。

無ければ3番の案件について

次に4番の案件について

5番の案件について

議長 一点確認なんですけど、これは法人が取得するものですが、自作地なしで空白となっていますが、どういうことでしょうか。

事務局員 はい。これは、譲受人の法人は代表取締役から現在借り入れて耕作をしていますので自作地は無し、借入地263aということです。今回は法人が取得するものです。

議長 分かりました。ほかに。

無いようですので、6番の案件について

7番の案件について

8番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第39号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第39号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第40号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 7件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

1番の案件について

2番の案件について

3番と4番の案件について

関連がありますので5番と6番の案件について

7番の案件について

3番 はい。

議長 3番。

3番 F I T法がよく分からないんですけど、この認定がある意義というか、これが私たちがそれによって許可相当だろうと判断するものなのか。しっかりした会社だと思いますけど、住所が広島県と遠い場所でしょう。いつも思いますが、地域との調和ね、草が生えて困る、水が出てて困るなんてことの無いよう指示はして欲しいと思います。この2つです。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 まず、F I T法ですが経産省の認定になります。再生可能エネルギーの売電の関する制度で、固定価格買い取り制度ということにな

ります。この認定がないものは売電を目的とした太陽光発電設備用地の設置は出来ません。というよりも設置しても売電が出来ないということになります。農地転用においては一般基準の中で転用の実行の確実性が無いと許可が出来ませんが、太陽光発電設備の場合には通常の確認書類のほか、このFIT法の認定通知を確認する必要があります。転用の確実性を確認するためです。

遠方の法人であるため地域との調和ということですが、昨年10月総会の買受適格証明の審議では詳しく説明しましたが、法人の代表社員自身も月に2回程度東京、新潟方面へ出張しており、また、県内にも同様の施設があり、そういったところと併せて除草等の管理は代表社員が行う予定で、多忙時にはシルバー人材センター等へ依頼するとのことでした。

千代田区に所在する施工会社と提携し、日常のメンテナンスに関しても問題はなく、苦情や故障及び緊急時の対応も申請人及び施工会社が対応するとのことでした。

3 番
議長

はい。分かりました。

ほかに。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第40号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第40号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第41号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1 件

事務局員 (議案内容説明)

議長 ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第41号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第41号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、承認することと決定いたしました。

次に議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 10 件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番の案件について

2番の案件について

3番の案件について

4 番の案件について

5 番の案件について

3 番

はい。

議長

3 番。

3 番

土地購入費・建築費で費用の方が記載されていますけど、契約内容が賃貸借となっていますので、この費用は建築費で良いでしょうか。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

そのとおりです。訂正をお願いします。

議長

ほかに。

無いようですので、6 番の案件について

7 番の案件について

8 番の案件について

9 番の案件について

10 番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第42号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後2時47分

6. 協議事項

- (1) 令和元年度沼田市農業まつりについて
- (2) その他

7. 連絡事項

- (1) 令和元年度農業委員会全体研修会について
- (2) 令和元年度関東ブロック女性農業委員等研修会の開催について
- (3) 令和元年度農地等の利用の最適化の推進施策に関する意見について
- (4) 行事予定について
- (5) その他

8. 閉 会

終了 午後3時20分